

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-24：患者の決定を尊重すること

翻訳 細谷 工

M 夫人は、上腹部の愁訴を訴え病院を受診した。

彼女は病院に入院し、数週間の治療の後、住み込み研修医の B 医師は類線維腫瘍とあとで判明する腫瘍を発見した。彼は主治医権のある外科医(visiting surgeon)の S 医師にコンサルトし、手術の実施を提案された。

医師らは、腫瘍の性状は M 夫人を検査しないとはっきりしないと彼女に説明した。このためには、彼女はエーテルによって麻酔される必要があった。彼女はそのような検査には同意したが、彼女の主張によると、彼女は B 医師に対し手術は行わないように話したという。

彼女は内科病棟から外科病棟へ夜間に移され、看護師によって外科処置の準備をされた。彼女は、手術を希望しないという自身の願いを繰り返した。朝、彼女はエーテル麻酔をされ、意識のない間に腫瘍は外科的に摘出された。

医師は、M 夫人の明確な反対にもかかわらず手術を行わなければならなかったであろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES M 夫人はすでに麻酔を受け、腫瘍は摘出されねばならなかった。もしそのときにそうしなければ、将来そうしなければならなかった。

NO M 夫人は手術の施行に同意していなかったことが施行しない十分な理由になっただけでなく、彼女は非常に明確に手術に反対していた。医師は彼女の決定を尊重すべきであった。

このケースについてのノート

判決

本事例はその国の控訴審で審議された。裁判所は、健全な精神を持つ意思決定能力のある成人は、彼自身の身体に何がなされるべきなのかを決める権利を持ち、そして、彼自身の患者の同意なしに手術を行う外科医は暴行を与えているとみなされ、彼はその損害に対して責任を負うものと結論付けた。例外は、患者の意識がなく、かつ患者の同意なしに手術を行わなければならないような緊急の場合であるとした。

ディスカッション 患者の決定を尊重すること

治療を受ける人の権利を守る欠かせない面は、提案された治療の道筋に本人の自由意志によって与えられた同意を要することである。この合意の必要性は、インフォームド・コンセントとして知られ、「生命倫理と人権についての世界宣言」の第6条1項で確立されている。

インフォームド・コンセントの教義は、何が自身の体になされるのかを決定する際にあたっての、各々の個人の自律性の認知に基づく。あらゆる個人に各々の個性があるという理解は、どんな身体的な傷害や介入もその人の同意を必要とし、彼の独立した存在への尊重をもって実行されなければならないという結論につながる。

しかし、この認識は、今日においてはまったく一般的ではあるが、必ずしも完全な総意にはなかった。それとは別の、より家父長的 (paternalistic) 認識は、医師は何が患者のために最善かについて知っており、さらに、患者には治療の結果を考慮する能力が必ずしもないと主張する。さらに、多くの場合、患者は完全に情報の全てを理解することができず、そして、彼の意見を受け入れることは有害である場合がある。そのような場合、決定がその人の尊厳を損なうため、医師は彼のために決定をする人でなければならない。と主張することになる。

この意見への一つの回答は、総体としての人間の存在としての個人は、彼の医学的状況に基づいてだけでなく、宗教的信条、世界観と個人の欲求にも基づいて医学的決定に至るということである。これらの願望は医師には分からない。患者自身だけが、決定に至る際に、それらに適切な重みを与えることができる。考慮しうる選択肢に基づく重みづけされた決定にまだ達していない、そして提案された治療に対して自発的な同意を示していない個人に対して医学的処置を実施することは、倫理的ではない。

また、我々は、患者が治療を拒否する権利を有する点に注意しなければならない。そのよ

うな拒否は彼の自律性の一部であり、医療スタッフは、彼を治療しないことによって、彼の尊厳に対して敬意を表することになる。